

別紙

諮問第1080号

答 申

1 審査会の結論

『「意見陳述者等には業者の同室を知らせないこと』としたことがわかるもの及び根拠」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日に東京都庁第一庁舎25階110会議室で行われた口頭意見陳述に係る次のもの。」と記載した上で、「意見陳述者及びその補佐人には『業者が同室していることを知らせないこと』としたことがわかるもの及びその根拠。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年3月10日付けで行った非開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

審査請求人は、平成〇年〇月〇日、処分庁に対して、条例に基づき、開示請求をした。処分庁は、平成29年3月10日、当該請求に対し、非開示決定処分を行った。しかしながら、本件処分は、開示しない理由が出鱈目である等の違法がある。処分庁が審査請求人に対し、違法な処分をしたのであるから、審査請求人は本件処分の取消しを求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

平成 28 年〇月〇日に開催された行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの。以下「法」という。）25 条 1 項ただし書の規定による口頭意見陳述（審査請求人又は参加人の申立てがあったときに、審査庁が審査請求人に対して口頭で意見を述べる機会を与えるもの。以下「本件口頭意見陳述」という。）に係る次のものについて、平成〇年〇月〇日付けで、本件開示請求がなされた。

法においては、口頭意見陳述を開催する際に、速記業者が同室することを知らせる旨の規定はなく、また、実施機関においては、審査請求人に対して、「業者が同室していることを知らせないこと」を定めた書面等は作成していない。

こうしたことから、実施機関においては、通常、口頭意見陳述を行う際に、審査請求人に対して速記業者が同室する旨を、事前にもその場でも特に伝えることとはしておらず、平成 28 年〇月〇日に開催された口頭意見陳述においても、審査請求人に対して、速記業者の同室を知らせる特段の必要性がないため、これを知らせていないものである。

以上の理由から、実施機関では、請求に係る公文書を作成、取得及び保有しておらず、当該公文書は存在しないため、非開示とする決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 6 月 27 日	諮問
平成 30 年 2 月 19 日	新規概要説明（第 187 回第二部会）
平成 30 年 3 月 7 日	実施機関から理由説明書收受
平成 30 年 4 月 24 日	審議（第 188 回第二部会）
平成 30 年 5 月 28 日	審議（第 189 回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 法に基づく口頭意見陳述について

法 25 条 1 項は、審査請求の審理は書面によるとする一方、同項ただし書において、審査請求人等の申立てがあったときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとして、口頭意見陳述の申立権を付与し、審査請求人等の権利利益の保護を図っている。

イ 本件請求文書について

本件開示請求は、請求書に「平成28年〇月〇日に東京都庁第一庁舎25階110会議室で行われた口頭意見陳述に係る次のもの。」と記載した上で、「意見陳述者及びその補佐人には『業者が同室していることを知らせないこと』としたことがわかるもの及びその根拠。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、実施機関では請求に係る公文書を作成及び保有しておらず、存在しないとして、非開示決定を行った。

ウ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査会が確認したところ、法25条は審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えることにより権利利益の保護を図っているものの、速記者の取扱いに関する規定は見当たらず、本件開示請求に係る公文書を作成又は取得しておらず存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二